

四国地方整備局  
第3回 肱川流域学識者会議資料

学識者及び関係住民の意見とその対応について 及び  
肱川水系河川整備計画(変更案)について

令和元年10月30日  
国土交通省 四国地方整備局  
愛媛県

# 1. 変更原案に対する学識者会議の開催

令和元年7月23日に公表した、肱川水系河川整備計画【中下流圏域】（変更原案）について、肱川流域学識者会議や流域住民の皆様から多くのご意見をいただきました。

## 1) 意見聴取の概要

### 肱川流域学識者会議で学識者からご意見を聴取

#### ① 第2回 肱川流域学識者会議

- ・ 開催日 : 令和元年8月19日 14:00~16:00
- ・ 開催場所 : リジェール大洲 2階 クリスタルホール
- ・ 委員数 : 10名



## 2. 変更原案に対するパブリックコメント等の実施

令和元年7月23日に公表した、肱川水系河川整備計画【中下流圏域】（変更原案）について、肱川流域学識者会議や流域住民の皆様から多くのご意見をいただきました。

### ① パブリックコメントの実施 パブリックコメントで流域住民の皆様からご意見を聴取

意見募集期間	意見募集方法
令和元年7月23日(火)～8月26日(月)	郵送、FAX、Eメール、ウェブサイト、投入箱

### ② 住民説明会の実施

開催日	開催場所
令和元年7月30日(火)	大洲市総合福祉センター
令和元年8月 2日(金)	野村公民館
令和元年8月 4日(日)	菅田公民館
令和元年8月 4日(日)	長浜ふれあい会館
令和元年8月 5日(月)	肱川風の博物館



### ③ 公聴会の実施

開催日	開催場所
令和元年8月25日(日)	大洲市総合福祉センター



# 3. 主なご意見に対する変更原案の修正案

## ◆整備全般に関する主なご意見-1

### 意見の内容

行政が策定する計画は、冒頭に「①この計画を策定（変更）する目的は何か。②この計画は、何の法律に基づき、どのような位置付けにあるか。③この計画の対象期間は、いつからいつまでの何年間か。」などを明示するのが一般的であると思います。しかしながら、「肱川水系河川整備計画【中下流圏域】（変更原案）」では、冒頭それらのことが示されておらず、中盤以降の102ページに「3. 3河川整備計画の対象期間等」が示されています。

そのため、上記①、②、③について明確に示された後、現状分析に入られた方が、読む者にとっては、理解しやすいと感じました。対応の方、よろしくお願いいたします。

### 四国地方整備局及び愛媛県の方

### 考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容

肱川水系河川整備計画【中下流圏域】について、多くの方に理解頂きやすいように、本文の冒頭に計画の位置付け等をまとめた内容を追加します。

#### ◆計画の趣旨

肱川は、古くから人々の生活が営まれ、肱川のもたらす肥沃な土壌を利用した農業を中心に発展し、近年では、大洲盆地に位置する大洲市東大洲地区の産業拠点地域としての発展等により、肱川流域及び南予地域の社会・経済、文化の基軸としての役割を担っている。

肱川の河川整備にあたっては、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある生活周辺環境としての役割も期待され、地域の風土や文化の形成、動植物の生息・生育・繁殖環境の場等、多様な視点からの川づくりが求められている。

このような肱川流域の自然、社会・経済、歴史、文化を踏まえ、安全・安心が持続でき、豊かな自然を次世代へ受け継ぐために、河川法第16条に基づき、平成15年10月に「肱川水系河川整備基本方針」を策定し、同法第16条の二に基づいて今後30年程度の間実施する河川工事事の目的、種類及び施行の場所等の具体的事項を示す「肱川水系河川整備計画（中下流圏域）」を平成16年5月に定めた。

しかしながら、計画に基づいて鋭意河川整備を進めてきたものの、平成16年、平成17年、平成23年において浸水被害が生じるとともに、平成30年7月の西日本豪雨においては戦後最大流量を記録し、流域全体で浸水面積約1,400ha、家屋浸水約3,000戸の被害が発生し、9名（土砂災害も含む）の方が亡くなられた。

このような状況を踏まえ、平成16年に定めた肱川水系河川整備計画を変更することとした。

#### ◆河川整備の基本理念

本計画では、以下に示した3点を河川整備の基本理念とし、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境の調和を図りながら河川整備に関わる施策を総合的に展開する。

●安全安心の確保 戦後最大洪水と同規模の洪水を安全に流下させる

●清流の復活 正常流量の確保と自然な流れの回復

●地域の風土と調和を図った河川整備 河川景観や河川空間の利用に関する整備と保全、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全等

※赤字は、変更原案から変更案で追記または削除した箇所を示す。

### 3. 主なご意見に対する変更原案の修正案

#### ◆整備全般に関する主なご意見-2

意見の内容
平成30年7月豪雨を超える洪水が発生した場合に、東大洲地区を守る二線堤の遊水機能は必要であり、整備計画にその旨を記載してはどうか。

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
<p>東大洲地区の二線堤については、市道管理者である大洲市と協議を行い、遊水機能の維持等について検討していきます。</p> <p>なお、総合的な冠水被害軽減対策として、二線堤及び古川樋門を整備しており、これまでの治水事業として追記するよう修正します。</p>	<p>P22 5行目以降</p> <p>平成16年5月に肱川水系河川整備計画を策定してからは、治水の上下流バランスを保つために設けた暫定堤防から越水し、氾濫した場合の東大洲地区の冠水被害を軽減する対策として、大洲市において二線堤（市道）を整備するとともに、国土交通省において氾濫水を迅速に排水する古川樋門を整備しました。また、東大洲地区の暫定堤防をかさ上げするため、・・・・・・</p> <p>※赤字は、変更原案から変更案で追記または削除した箇所を示す。</p>

# 3. 主なご意見に対する変更原案の修正案

## ◆流域の概要に関する主なご意見-1

意見の内容

変更原案P5の地表地質図について、昭和46年のものであり、最新では「産業技術総合研究所」のものがあるため、本文と地表地質図で不一致となっている。整合させるため、更新されてはどうか。

四国地方整備局及び愛媛県の方	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
変更原案P5の地表地質図は最新版に差替えします。	<p>本文P5の図の差替えに伴いP4の30-37行目を修正</p> <p>流域の北部に位置する三波川帯は、白亜紀の高圧変成岩類からなる地質体で、<b>苦鉄質片岩</b>（緑色片岩）及び<b>泥質片岩</b>（黒色片岩）が広く分布する。この三波川帯の地質構造により、大洲盆地の肱川の曲流が形成されている。また南部には斑れい岩や<b>凝灰角礫岩</b>等が特徴的に分布するゾーンがあり御荷銕緑色岩類と称されている。秩父累帯はジュラ紀付加コンプレックスからなり、<b>砂岩・泥岩・チャート・玄武岩・石灰岩</b>が分布する。砂岩および泥岩は全体として泥岩優勢で混在岩を形成し、チャートや玄武岩・石灰岩など礫・岩塊とともにメランジュを構成している。四万十帯は、白亜紀付加コンプレックスからなり、<b>砂岩・泥岩・砂岩泥岩互層</b>が流域の南端部にわずかに分布する。</p> <p>※赤字は、変更原案から変更案で追記または削除した箇所を示す。</p>

## ●肱川流域の地表地質図



<p><b>共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 後期更新世-完新世堆積物</li> <li>□ 後期更新世堆積物</li> <li>□ 中-後期中新世火山岩類（瀬戸内火山岩類、石鎚層群）</li> <li>□ 後期始新世-前期漸新世堆積岩類（久万層群など）</li> </ul> <p><b>三波川帯</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 白亜紀三波川変成岩類（点紋帯・無点紋帯）</li> <li>■ 泥質片岩</li> <li>■ 砂質片岩</li> <li>■ 苦鉄質片岩</li> <li>■ 石灰質片岩</li> <li>■ 珪質片岩</li> <li>■ 角閃岩</li> <li>■ 超苦鉄質岩類</li> <li>■ 白亜紀御荷銕緑色岩類（点紋帯・無点紋帯）</li> <li>■ 玄武岩質凝灰角礫岩、溶岩、凝灰岩など</li> <li>■ 斑れい岩</li> <li>■ 超苦鉄質岩類</li> </ul>	<p><b>秩父帯（秩父累帯）</b></p> <p>秩父北帯（北半部は変成）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ジュラ紀付加コンプレックス(メランジュ)</li> </ul> <p><b>黒瀬川帯</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中-後期ジュラ紀鳥巢層群</li> <li>■ ペルム紀付加コンプレックス、新期伊野変成コンプレックス</li> <li>■ シルル-デボン紀横倉山層群・岡成層群</li> <li>■ 三滝火成岩類・寺野変成岩類など</li> <li>■ 超苦鉄質岩類</li> </ul> <p><b>三宝山帯</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 後期ジュラ紀-前期白亜紀付加コンプレックス(メランジュ)</li> <li>■ 前-後期ジュラ紀付加コンプレックス(砂岩)</li> </ul> <p><b>四万十帯</b></p> <p>四万十北帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 前-後期白亜紀付加コンプレックス(砂岩優勢砂岩泥岩互層)</li> <li>■ 前-後期白亜紀付加コンプレックス(泥岩優勢砂岩泥岩互層)</li> </ul>	<p><b>付加コンプレックス中のブロック（秩父帯、四万十帯共通）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 玄武岩質火山岩類ブロック</li> <li>■ 石灰岩ブロック</li> <li>■ チャートブロック</li> </ul>
--	--	---

出典：産業技術総合研究所地質調査総合センター（編）  
20万分の1日本シームレス地質図2015年5月29日版より肱川流域を抜粋

### 3. 主なご意見に対する変更原案の修正案

#### ◆流域の概要に関する主なご意見-2

意見の内容
<p>変更原案P8の土地利用及び産業について、流域内でみると、砥部町は合併前の広田村であり、伊予市についても旧中山町のため、重信川流域が入ったようになっている。産業比率に違和感を感じるため検討頂きたい。</p>

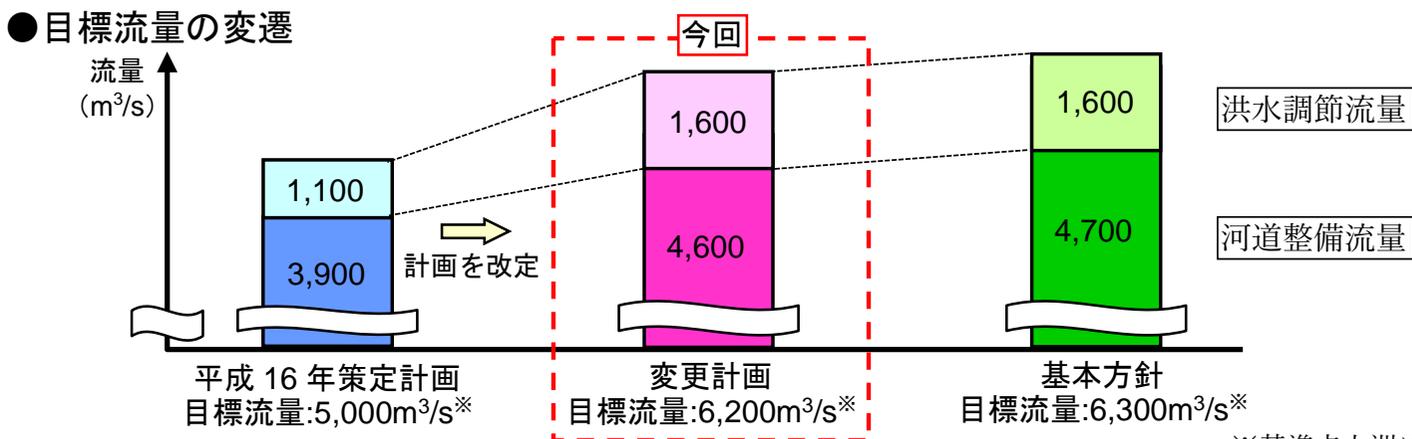
四国地方整備局及び愛媛県の方	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
<p>変更原案P8の土地利用及び産業は、肱川流域内として記載します。</p>	<p>本文P8 20-22行目 大洲市、西予市、内子町の2市1町で整理する。</p> <p>関係市町※3の産業は、第1次産業約17.8%、第2次産業約20.7%、第3次産業約61.5%であり、第1次産業及び第2次産業で高い比率を示すのは内子町であり、第3次産業の比率が高いのは大洲市、西予市となっている。</p> <p>※3 関係市町:旧中山町及び旧広田村は市町村合併後、伊予市及び砥部町の産業の比率が含まれるため除き、ここでの関係市町は大洲市、西予市、内子町の2市1町とする。</p> <p>※赤字は、変更原案から変更案で追記または削除した箇所を示す。</p>

# 3. 主なご意見に対する変更原案の修正案

## ◆その他の主なご意見-1

意見の内容	
<p>激特事業並びに河川整備計画の変更原案において、肱川全川に対する治水安全度の向上が図られることは流域住民または河川を利用する者にとってはたいへんありがたく思っている。</p> <p>昨今の異常気象を鑑みると、完全なる治水対策は不可能であり、肱川だけ例外ということも言えず、財政状況からも厳しい現状があると思われる。そのためにも有効かつ効率的な治水対策を講じていくためには、いろいろな角度からの検証や有識者（県外・市外の学識経験者だけでなく流域に住む者を含む）からの意見を尊重しながら、進めていってほしい。そこで今回の見直し案について、下記のとおり意見を述べる。</p> <p>P102に基本方針や目標流量は記載されているが、非常に分かり難い。例えば、今回の整備計画の治水安全度の1/90の記載や棒グラフ等を活用したほうが分かりやすいと思う。（変更前との比較）</p>	

四国地方整備局及び愛媛県の方考え方	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
<p>目標流量等について分かり易く説明できるよう変更原案を修正します。</p>	<p>本文 はじめに 目標流量、洪水調節容量及び河道配分流量を棒グラフにした資料を追加する。</p>



### 3. 主なご意見に対する変更原案の修正案

#### ◆その他の主なご意見-2

意見の内容	
<p>人的被害、被害発生 の 解明 に関して、人命を守るのが、治水の最初で最低の目標のはずであり、新計画にこの2点を記述すべき。命が奪われたことの検証とそれに対応する対策を踏まえなければ河川整備計画(変更原案)にはならないのではないか。</p>	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
<p>変更原案P12に平成30年7月洪水における浸水戸数や浸水面積を記載しておりますが、当該洪水の人的被害も記載します。</p>	<p>P12 11行目</p> <p>浸水面積約70haに及び、豪雨による人的被害では9名（土砂災害も含め、大洲市4名、西予市5名）の方が亡くなりました。</p> <p>※赤字は、変更原案から変更案で追記または削除した箇所を示す。</p>

### 3. 主なご意見に対する変更原案の修正案

◆その他の主なご意見-3

意見の内容
P14の左下写真の久米川浸水状況は、右下の東大洲地区に合わせ西大洲地区としてはどうか。

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
P14の写真の説明において、地区名と河川名が混在していたことから、地区名で統一することとします。	<p>P14左下 写真</p> <p>久米川浸水状況 ⇒ <b>西大洲地区浸水状況</b></p> <p>※赤字は、変更原案から変更案で追記または削除した箇所を示す。</p>

# 3. 主なご意見に対する変更原案の修正案

## ◆その他の主なご意見-5

意見の内容	
P138に歴史的遺構の図があるが、その中の写真の大洲城が改築中のテントで覆われているため、更新してはどうか。	
四国地方整備局及び愛媛県の考え方	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
P138の図4.3.1において、大洲城を示す写真が古いものを使用していましたので、差替えます。	P138 図4.3.1 歴史的遺構 図中に使用している4枚の写真について、すべて最新の写真に差替える。

### ●歴史的遺構

**五郎地区の河畔林**  
五郎地区の河畔林は、大洲藩第三代藩主加藤泰恒(1657~1715)公が、伊賀の浪人土居武蔵に命じ、植えたといわれており、この場所は、マダケの竹藪である。

**大洲城と肱川**  
大洲藩が水の状況を観測していたという箇所。今でも、国土交通省がこの上流で水位を観測している。

**大洲藩が慶雲寺で川床を掘ったり、川を広げたといわれる箇所**

**菅田には、2列に植えられた河畔林がある。**  
川側にはホテイチクとマダケがあり、山側にはモウソウチクがあり、今でもこの河畔林によって畑が洪水から守られている。

**美しい竹藪の河畔林**

**新富士橋上流の河畔(「国立大洲青少年交流の家」の艇庫前)に大きなエノキの林があり、これは、大洲藩主に命ぜられて反田八郎兵衛が植えたといわれている。**

**エノキ河畔林**

### 3. 主なご意見に対する変更原案の修正案

◆その他の主なご意見-6

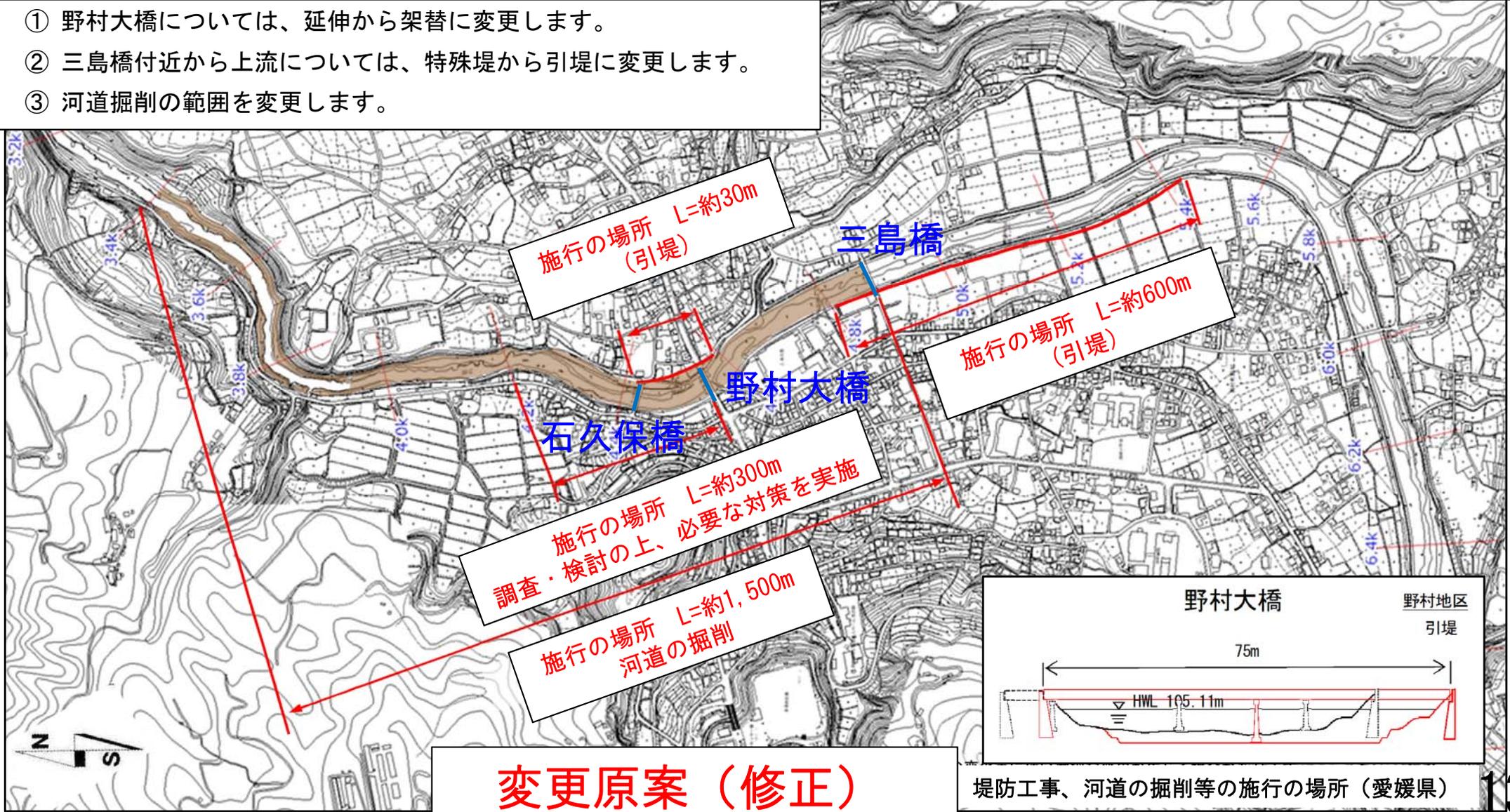
意見の内容
<p>変更原案の随所（主に図面）に「施行」と見受けられるが、これは「施工」と改めるべきではないか。法律を実施する場合は施行。工事を実施する場合は施工。この場合どちらが正しいのか。</p>

四国地方整備局及び愛媛県の考え方	考え方に対応した「変更原案の修正案」の内容
<p>文言は、統一することで修正します。</p>	<p>【本文の修正】</p> <p>以下のように使い分ける</p> <p>工事の実施を意味する箇所 → 施工</p> <p>工事を実施する場所を指す → 施行</p>

# 4. 変更原案(修正)及び公表

令和元年9月27日、肱川水系河川整備計画（変更原案）【中下流圏域】公表以降の社会情勢の変化（西予市復興まちづくり計画の進展）を受け、西予市野村地区における河川工事の内容を修正した変更原案（修正）を公表。

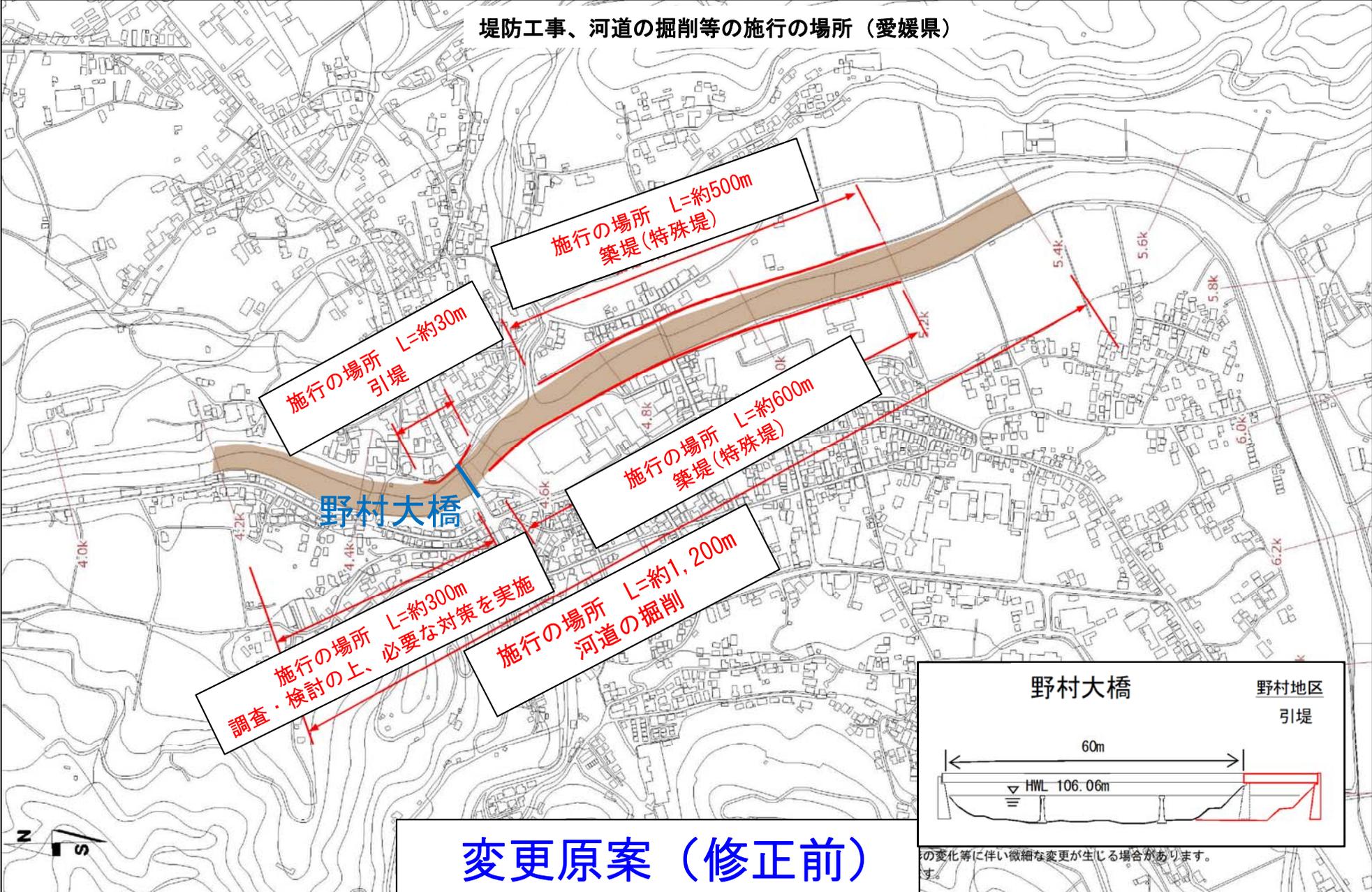
- ① 野村大橋については、延伸から架替に変更します。
- ② 三島橋付近から上流については、特殊堤から引堤に変更します。
- ③ 河道掘削の範囲を変更します。



**変更原案（修正）**

堤防工事、河道の掘削等の施行の場所（愛媛県）

# (参考)西予市野村地区の変更原案(修正前)



## 5. 変更原案(修正)に対するパブリックコメント等の実施

西予市野村地区における河川工事の内容を修正した変更原案（修正）についての住民説明会及びパブリックコメントを実施しました。

### 1) 意見聴取の概要

#### ① パブリックコメントの実施 **パブリックコメントで流域住民の皆様からご意見を聴取**

意見募集期間	意見募集方法
令和元年9月27日(金)～10月11日(金)	郵送、FAX、Eメール、投入箱

#### ② 住民説明会の実施

開催日	開催場所
令和元年10月4日(金)	野村公民館



住民説明会  
令和元年10月4日  
野村公民館